

第4期特定健康診査等実施計画

計画期間：令和6年4月1日～令和11年3月31日

令和6年4月1日

神奈川県機器健康保険組合

目 次

1. 健康保険組合の現況	P2
2. 実施率目標及び対象者数	P2
(1) 特定健康診査の実施率目標と対象者数	P2
(2) 特定保健指導の実施率目標と対象者数	P2
3. 特定健康診査の実施方法に関する基本事項	P3
(1) 特定健康診査の基本的考え方	P3
(2) 特定健康診査の実施にかかる留意事項	P4
(3) 事業主が行う健康診断との関係	P4
4. 特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項	P4
(1) 特定保健指導の基本的な考え方	P4
(2) 特定保健指導の実施にかかる留意事項	P4
(3) 事業主が行う特定保健指導との関係	P4
5. 特定健康診査の実施方法	P4
(1) 実施場所	P4
(2) 実施項目及び実施方法	P5
(3) 実施時期又は期間	P7
(4) 外部委託契約形式	P7
(5) 周知や案内方法	P8
(6) 特定健康診査データ等の収集方法	P8
(7) 特定保健指導実施結果データの収集方法	P9
(8) 標準的な関連スケジュール概要	P9
(9) 個人情報の保護	P9
(10) 特定健康診査等実施計画の公表・周知	P10
(11) 特定健康診査等実施計画の評価・見直し	P10

第4期特定健康診査等実施計画

神奈川県機器健康保険組合（以下「健康保険組合」という。）は「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）第19条に基づき、健康保険事業に関する令和6年度から令和11年度までの間の特定健康診査等実施計画を定め特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の取組を進めます。

1. 健康保険組合の現況

当健康保険組合は、神奈川県内に本社を有する金属加工機械製造業及びそれに関連する業務を主たる業とする事業所並びに県内外にあって「親会社」「子会社」または「関連会社」と同様の関係にある事業所が加入する健康保険組合である。

令和5年10月末の事業所数は124事業所であり、中小事業所が多く、1事業所当たりの被保険者数は115人であり、平均年齢は43.97歳（男性：44.24歳・女性：42.78歳）となっている。

当健康保険組合の加入員は任意継続被保険者を含み、25,987人（被保険者14,437人・被扶養者11,550人）であり、特定健康診査等の対象者層である40歳～74歳の加入員は、12,251人（被保険者：9,047人（62.67%）・被扶養者3,204人（27.74%））で加入者の47.14%を占めており、年々高齢化が進んでいる。

2. 実施率目標及び対象者数

高確法第18条に基づく特定健康診査等基本指針（以下「基本指針」という。）において示された令和11年度までの総合健康保険組合の実施率目標の達成に取り組みます。

① 第4期（令和6年度から令和11年度まで）の全国目標値は第3期の目標値を維持
特定健診実施率 目標値 70%以上 特定保健指導実施率 目標値 45%以上
メタボリックシンドローム該当者及び予備群等の減少率 目標値 25%以上

② 第4期における総合健康保険組合の目標値
特定健診実施率 85%以上
特定保健指導実施率 30%以上

（1）特定健康診査の実施率目標と対象者数

基本指針で示された目標値である令和11年度の特定健康診査実施率85%を達成するため、令和11年度までの実施率目標を以下のとおり設定します。

【特定健康診査の実施率目標】

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
被 保 険 者	対象者数	9,047人	9,060人	9,080人	9,090人	9,100人	9,110人
	実施者数	6,861人	7,296人	7,689人	7,956人	8,214人	8,435人
	実 施 率	75.8%	80.5%	84.7%	87.5%	90.3%	92.6%
被 扶 養 者	対象者数	3,136人	3,138人	3,140人	3,142人	3,150人	3,160人
	実施者数	1,441人	1,605人	1,730人	1,830人	1,945人	2,006人
	実 施 率	46.0%	51.1%	55.1%	58.2%	61.7%	63.5%
合 計	対象者数	12,183人	12,198人	12,220人	12,232人	12,250人	12,270人
	実施者数	8,302人	8,901人	9,419人	9,786人	10,159人	10,441人
	実 施 率	68.1%	73.0%	77.1%	80.0%	82.9%	85.1%

(2) 特定健康診査の実施率目標と対象者数

基本指針で示された目標値である令和11年度の特定保健指導実施率30%を達成するため、令和11年度までの実施率目標を以下のとおり設定します。

【特定保健指導の実施率目標】

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
被 保 険 者	対象者数	1,634人	1,737人	1,831人	1,894人	1,914人	1,967人
	実施者数	253人	351人	434人	509人	556人	633人
	実 施 率	15.5%	20.2%	23.7%	26.9%	29.0%	32.2%
被 扶 養 者	対象者数	341人	381人	411人	436人	454人	468人
	実施者数	33人	55人	69人	83人	95人	105人
	実 施 率	9.7%	14.4%	16.8%	19.0%	20.9%	22.4%
合 計	対象者数	1,975人	2,118人	2,242人	2,330人	2,368人	2,435人
	実施者数	286人	406人	503人	592人	651人	738人
	実 施 率	14.5%	19.2%	22.4%	25.4%	27.5%	30.3%

3. 特定健康診査の実施方法に関する基本事項

(1) 特定健康診査の基本的考え方

高齢期に向け生活習慣病を中心とした受療率が高まっており、不適切な食生活や運動不足等の不健康な生活習慣が糖尿病、高血圧症、脂質異常症、肥満等の発症を引き起こし、重症化により虚血性疾患や脳血管疾患等の発症に至るといった経過をたどることになる。

そのような生活習慣病発症及び重症化リスクの抑制を目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とするものを抽出するために行うものである。

特定健康診査に基づき、生活習慣病リスク保有者に対し特定保健指導を行い、加入者の生活の質の向上、健康の保持増進を図るとともに医療費の伸びの抑制に取り組むことが保険者としての重要な役割である。

(2) 特定健康診査の実施にかかる留意事項

- ① 特定健康診査の実施に当たっては、労働安全衛生法に基づき行われる事業主が行う健診との関係に考慮する必要がある。
- ② 加入者の居住地は様々であり、受診の利便性に配慮することも重要であり、それぞれの事情を踏まえた実施方法を検討する。
- ③ 事業主が行う健診結果データの提供及び検査結果より、特定保健指導対象者における特定保健指導の実施について、事業主の理解と協力が不可欠であり、また、加入者自身が特定健康診査等の重要性を理解することが大切であり、周知に向けあらゆる機会を通じてのアプローチが必要である。

(3) 事業主が行う健康診断との関係

事業主が行う健康診断の結果データについて、特定健康診査項目の作成を健診機関に依頼した際のデータ作成料を事業者に支払うことを可能としており、事業主に周知し健診結果データ取得の取組を進める。

4. 特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項

(1) 特定保健指導の基本的な考え方

特定保健指導はメタボリックシンドロームに着目し、生活改善を要する対象者に対し、早期に介入して、生活改善を促し対象者に自ら生活習慣における課題を認識してもらい行動変容と自己管理を行い健康的な生活の維持を図ることを目的とする。

(2) 特定保健指導の実施にかかる留意事項

加入者の居住地は様々であり、加入者の利便性に配慮することも重要であり、それぞれの事情を踏まえた実施方法を検討する。

(3) 事業主が行う特定保健指導との関係

事業主が行う健診結果に基づき実施する保健指導と相違を周知するとともに事業主の理解と協力のもと特定保健指導を実施する。

5. 特定健康診査等の実施方法

(1) 実施場所

① 特定健康診査

ア. 被保険者

特定健康診査項目含んだ生活習慣病健診・人間ドック等各種健診については、補助事業を行い委託事業者を介して契約を締結した健診実施機関の施設内及び事業所への巡回健診により実施する。その他、契約健診機関以外の健診機関の施設内での健診に対しても補助事業を行い健診結果を取得する。

イ. 被扶養者

特定健康診査項目含んだ生活習慣病健診・人間ドック等各種健診については、補助事業を行い委託事業者を介して契約を締結した健診実施機関の施設内にて実施する。

健康保険組合連合会を介して集合契約を締結した健診機関において特定健康診査を実施する。

被扶養配偶者を対象として、委託事業者を介して全国数百か所の施設での巡回（施設）健診を実施する。

その他、契約健診機関以外の健診機関の施設内での健診に対しても補助事業を行い健診結果を取得する。

② 特定保健指導

ア. 被保険者

当健康保険組合と直接契約を結んだ健診機関及び委託事業者と契約を締結している健診機関において健診当日及び後日、健診機関施設内で初回面談を実施する。

訪問受入れ事業所に対しては、健診機関又は特定保健指導専門事業者が事業所に赴き初回面談を実施する。

その他、ICT（情報通信技術）での特定保健指導の初回面談を実施する。

イ. 被扶養者

当健康保険組合と直接契約を結んだ健診機関及び委託事業者と契約を締結している健診機関において健診当日及び後日、健診機関施設内で初回面談を実施する。

被扶養配偶者対象の巡回（施設）健診実施当日に初回面談の分割実施を行う。

健康保険組合連合会を介して集合契約を締結した健診機関において特定保健指導を実施する。

その他、ICT（情報通信技術）での特定保健指導の初回面談を実施する。

（2）実施項目及び実施方法

① 特定健康診査

基本的な健診の項目（必須項目）

- ・問診等：既往歴の調査（服薬歴・喫煙習慣他）
- ・理学的検査（身体診察）：自覚症状・他覚症状の有無
- ・身体計測：身長・体重・BMI・腹囲
- ・血圧測定：収縮期血圧及び拡張期血圧

血液検査

- ・中性脂肪検査：空腹時中性脂肪（やむを得ない場合は食事開始 3.5 時間未満を除く随時中性脂肪）・HDL コレステロール・LDL コレステロール（空腹時中性脂肪又は随時中性脂肪 400 mg/dl 以上又は食後採血の場合には non-LDL コレステロールの測定も可）
- ・肝機能検査：AST（GOT）・ALT（GPT）・ γ -GPT
- ・血糖検査：空腹時血糖又は HbA1c。 やむを得ない場合は随時血糖（食事開始から 3.5 時間未

満を除く)

- ・尿検査：尿糖・尿蛋白

詳細な健診の項目（医師の判断による）

- ・貧血検査、心電図検査、眼底検査、血清クレアチニン検査（eGFRによる腎機能の評価を含む）
※健診結果データに実施理由を明記。また、受診者に十分な説明をおこなう。

被保険者及び被扶養者ともに特定健康診査項目を含んだ生活習慣病健診（30歳から74歳）又は人間ドック（40歳から74歳）を実施する。また、女性の加入者に対して婦人科検診（乳がん・子宮がん検査）を実施する。

がんの発生原因が不摂生な生活習慣の積み重ねによる生活習慣病に起因する場合があること、国から医療保険者対し、がん対策等協力を求められていることから上記健診補助を実施する。

② 特定保健指導

特定健康診査の結果に基づき、腹囲又はBMIと追加リスク項目（血糖・脂質・血圧）の保有状況により、特定保健指導が必要な「積極的支援レベル」「動機付け支援レベル」に区分（以下「階層化」という。）し、支援レベルごとの特定保健指導を実施する。

〈階層化と保健指導の対象者〉

腹 囲	追加リスク（※1）		特定保健指導の区分	
	①血糖②脂質③血圧	④喫煙歴	40歳～64歳	65歳～74歳
≧85cm（男性） ≧90cm（女性）	2項目以上該当	/	積極的支援	動機付け支援
	1項目該当	あり		
		なし		
上記以外で BMI≧25	3項目該当	/	積極的支援	動機付け支援
	2項目該当	あり		
	1項目該当	なし		

（※1 追加リスク）

- ①血糖 空腹時血糖 100mg/dl 以上 又は HbA1c 5.6%以上。
HbA1cの測定を行わなかった場合には随時血糖（食後3.5時間経過後100mg/dl以上）
- ②脂質 中性脂肪 150mg/dl 以上又は随時中性脂肪 175mg/dl 以上（原則、空腹時中性脂肪を測定。やむを得ない場合は随時中性脂肪（食後3.5時間経過後）を測定）又はHDLコレステロール 40mg/dl 未満
- ③血圧 収縮期血圧 130mmHg 以上 又は 拡張期血圧 85mmHg 以上
- ④追加リスク：喫煙歴あり ①～③のリスク項目がある場合に1項目として追加

※服薬中の者又は服薬を開始した者は、特定保健指導の対象者としなない。

被保険者及び被扶養者ともに当健康保険組合の契約健診機関、委託事業者により各種健診結果又は事業主が行う健診結果に基づき、支援レベルごとに厚生労働省令・告示に定める「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」に基づき実施するものとする。

・ 動機付け支援

保健師等により初回面談（ICT：情報通信技術を含む）20分以上（グループ支援の場合は概ね80分以上）を実施し、行動計画（行動目標）を作成。3か月以上経過後に実績評価を行う。

・ 積極的支援

保健師等により初回面談（ICT：情報通信技術を含む）20分以上（グループ支援の場合は概ね80分以上）を実施し、行動計画（行動目標）を作成。3か月以上経過後に実績評価を行う。

なお、行動計画（行動目標）を作成後、電話やメール等にて継続支援を行う。

（3） 実施時期又は期間

① 特定健康診査

ア. 被保険者

特定健康診査項目を含んでいる人間ドック又は生活習慣病健診のいずれかを受診。

受診に際して年度内に1回に限り補助を実施。

イ. 被扶養者

特定健康診査項目を含んでいる人間ドック又は生活習慣病健診のいずれかを受診。

その他、健康保険組合連合会を介して集合契約を締結した健診機関での受診に対して受診券を発行。被扶養配偶者に対しては、巡回（施設）健診に対して年度内1回補助を実施。

※上記の健診について、年度内いずれか1つとする。

② 特定保健指導

被保険者・被扶養者ともに年度内を通じ実施。

なお、実績評価や継続的支援が年度を跨ぐ場合や初回面談が翌年度になる場合には年度を超えて保健指導を実施する。

（4） 外部委託契約形式

① 特定健康診査

ア. 被保険者

外部委託事業者（株式会社あまの創健・一般社団法人半田医師会健康管理センター）を介して健診機関と各種健診について契約を行う。

イ. 被扶養者

外部委託事業者（株式会社あまの創健・一般社団法人半田医師会健康管理センター）を介して健診機関と各種健診について契約を行う。

健康保険組合連合会を介して集合契約 A、集合契約 B を締結する。

集合契約 A：国が定める実施基準を満たしている機関の全国団体との契約

集合契約 B：国が定める実施基準を満たしている機関

② 特定保健指導

ア. 被保険者

当健康保険組合と特定保健指導実施機関（健診機関及び専門機関）と個別契約を締結する。

イ. 被扶養者

当健康保険組合と特定保健指導実施機関（健診機関及び専門機関）と個別契約を締結する。

健康保険組合連合会を介して集合契約 A、集合契約 B を締結する。

(5) 周知や案内方法

被保険者及び被扶養者

事業年度ごとに特定健康診査の対象者に対し、パンフレット及びホームページ等により周知・案内を行う。

また、特定保健指導の実施方法についてもリーフレット及びホームページ等により周知・案内を行う。

(6) 特定健康診査データ等の収集方法

① 特定健康診査データの取得方法

契約健診機関補助事業において特定健康診査項目を含む各種健診結果データは外部委託事業者（株式会社あまの創健・一般社団法人半田医師会健康管理センター）より、XML データ及び Excel データにより毎月 1 回受領し、当健康保険組合にて保管する。

契約健診機関以外にて受診された場合には、補助額申請の際に健診結果の写しを提出してもらい、特定健康診査結果については、外部委託事業者（株式会社あまの創健）に委託し XML データ化を行い当健康保険組合にて保管する。

② 事業主が行う健診結果データの取得方法

事業主が行う健診結果データにかかる特定健康診査項目の XML データ作成を事業所において健診機関に依頼し、事業所より当健康保険組合へ提供いただくか、事業所の同意を得て当組合が健診機関と契約を締結し提供を受ける。

なお、事業主が行う健診結果にかかる特定健康診査項目のデータ提供にかかる作成費用については、事業所から提供があった場合には事業所へ、健診機関との契約の場合には健診機関に

支払う。

③ 集合契約 A 及び集合契約 B に関する特定健康診査結果データの取得方法

集合契約 A 及び集合契約 B にて実施された特定健康診査結果については、代行機関として社会保険診療報酬支払基金を利用しデータを取得する。

(7) 特定保健指導実施結果データの収集方法

① 当健康保険組合と契約を締結している健診機関及び専門機関については、各実施機関より特定保健指導実施結果の提供を受ける。

② 集合契約 A 及び集合契約 B にて実施された特定保健指導実施結果については、代行機関として社会保険診療報酬支払基金を利用しデータを取得する。

(8) 標準的な関連スケジュール概要

時期	項目
3 月下旬～4 月上旬	・契約健診機関補助事業に係る健診案内を被保険者の自宅住所宛て又は事業所一括にて送付（新規加入者に対しては 4 月～12 月まで随時案内を送付） ・ホームページの当該年度の健診案内を更新
5 月	・被扶養配偶者巡回健診の案内を健診実施会場近隣に居住している対象者の自宅宛て送付
6 月	・前年度の健診実施状況（速報値）及び特定保健指導実施状況（速報値）を集計
10 月	・前年度事業報告書の策定 ・前年度の健診実施状況（確定値）及び特定保健指導実施状況（確定値）を集計
11 月～12 月	・前年度の実施結果の検証・評価 ・次年度の事業計画案の策定
1 月～2 月	・次年度の事業計画案の理事会・組合会に議案提出、審議、承認 ・次年度の委託契約の意向確認及び契約更新
随時	・特定健康診査・特定保健指導の通年実施 ・実施結果の受領及び支払い

(9) 個人情報の保護

① 保存方法

被保険者及び被扶養者の健診結果及び特定保健指導実施結果データについては、外部委託機関・実施機関等から送付された後、専用のサーバーへの取込みを実施し、データベース形式で保存・管理を行う。

また、特定健康診査等に関するデータの保存期間については、健診実施年度から10年保存を基本とし、当面の間、引き続き保存する。

② 管理体制

「個人情報保護管理規程」に基づき保有している個人情報について、適切な管理を行う。

③ 管理ルール

保有する個人情報の漏洩、紛失、棄損等を防止し、適正な管理を図るため「個人情報保護管理規程」及び「システム等運用管理規程」において必要な措置について定める。

特にサーバー室については、常時施錠管理し、その入退室の記録を管理する。

健診、特定保健指導等の外部委託機関においては、委託契約書において、関係法令及び個人情報保護ガイドライン等を遵守し必要な個人情報保護対策を講じる。

(10) 特定健康診査等実施計画の公表・周知

① 公表方法

健康保険組合のホームページに掲載する。

② 特定健康診査等の普及啓発

特定健康診査等の普及啓発に関する広報等については、人間ドック、生活習慣病健診補助事業におけるパンフレットの配布及びホームページにおいて実施する。

③ 管理ルール

保有する個人情報の漏洩、紛失、棄損等を防止し、適正な管理を図るため「個人情報保護管理規程」及び「システム等運用管理規程」において必要な措置について定める。

特にサーバー室については、常時施錠管理し、その入退室の記録を管理する。

健診、特定保健指導等の外部委託機関においては、委託契約書において、関係法令及び個人情報保護ガイドライン等を遵守し必要な個人情報保護対策を講じる。

(11) 特定健康診査等実施計画の評価・見直し

① 目標達成の評価方法

特定健康診査・特定保健指導の実施率について、前年度の特定健康診査等の結果データから被保険者・被扶養者別に実績評価を行う。

② 評価時期

毎年度の国への報告データを作成する過程において、前年度実績との比較・検証を行う。

対象者の推移、過去の実績や取組み状況により、必要に応じて計画の見直しを行う。